

天草家保護管平成5年11月号



〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場1706-3 電話番号 0969-22-3668 FAX番号 0969-24-4393 ホームページアドレス http://www.pref.kumamo.jp/site/amakusa-1219 電子メールアドレス amakusakaho@pref.kumamoto.jg.jp

高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)特別防疫対策期間へ突入!



今年も渡り鳥が飛来する季節になりました。幸いにも過去2年間国内の養鶏場で鳥インフルエンザの発生は見られませんでしたが、H22~23年にかけては野鳥及び養鶏場で発生し、多くの被害が出ました。熊本県ではHPAIの発生が最も危惧されるH25年11月1日~H26年3月31日までの5ヶ月間を「高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間」と定め、本病の発生予防および早期発見に万全を期すため、防疫対応を強化しています。養鶏場においては、今一度防鳥ネットの破れ目等の点検・補修及び飼養衛生管理の徹底を図っていただくとともに、万一の場合は早期発見・早期通報をお願いします。

天草地域家畜伝染病防疫演習の開催について



先月の家保通信でもお知らせしましたが、去る11月 8日に天草畜産農協にて防疫演習を開催しました。畜 産関係者に加えて建設業協会や警察署等から合わせて 80名以上の方に出席して頂きました。

演習では、まず天草家保と地域振興局から高病原性 鳥インフルエンザの発生を想定した対応等についての 説明があり、その後は12名の方に協力して頂いて現場 事務所到着から補鳥までの一連の流れの演習を実施し ました。防護服着用という慣れない状況下での補鳥作 業は大変困難だったようでしたが、実際に発生があっ た際の作業工程をイメージ出来たのではないかと思い ます。万が一の発生の際には関係機関のご協力が不可 欠となります。今後とも皆様のご協力をお願いすると ともに発生予防に努めていきたいと思います。

毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」



動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に 関する省令等の施行について

今まで薬事法では、獣医師の適切な指示・判断がある場合には産業動物に対してペット用や人用医薬品を使用することが例外的に認められていました。しかし食品の安全性確保の観点から薬事法が改正されることとなり、11月30日より、このような例外使用に関わる規制が強化されることとなりました。 以下の13の未承認医薬品について獣医師による例外的な使用も規制の対象(三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金)となります。

未承認医薬品13物質:

涌報

カルバドックス、クマホス、クロラムフェニコール、クロルプロマジン、 ジエチルスチルベストロール、ジメトリダゾール、ニトロフラゾン、ニトロ フラントイン、フラゾリドン、フラルタドン、マラカイトグリーン、メトロ ニダゾール、ロニダゾール

動物用医薬品は用法、用量を守り、適切に使用しましょう。

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生地	発生月日	畜種	型
口蹄疫	ロシア	9月21日	牛	Α
		9月22日	牛•豚	Α
		9月28日	牛	Α
		10月2日	牛・豚・羊・山羊	Α
	中国	9月5日	牛	Α
		9月24日	牛	Α
	モンゴル	9月18日	牛	Α
高病原性 鳥インフルエンザ	ネパール	6月28日~7月15日	家きん、野鳥	H5N1
		7月17日~7月24日	家きん	H5N1
		7月26日~8月9日	家きん	H5N1
	ベトナム	10月7日	家きん	H5N1
低病原性 鳥インフルエンザ	台湾	9月9日	家きん	H5N2
狂犬病	台湾	継続中	犬、 イタチアナグマ	

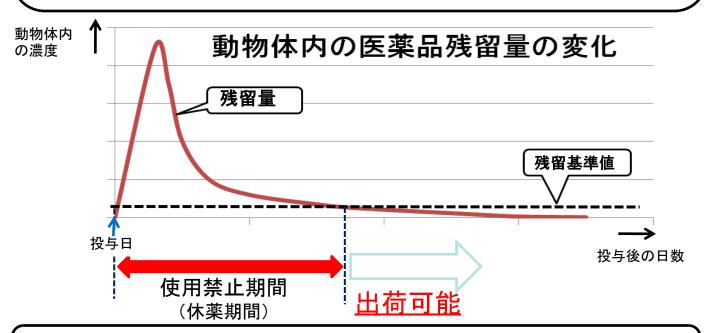
11月1日現在

抗菌剤・駆虫薬は 使用基準を守り、正しく使いましょう

抗菌剤、駆虫薬などは、使い方、使用量、使用禁止期間(休薬期間)などの<u>使用基準を守って使用</u>しなければいけません。

使用基準を守らないと・・・

出荷した乳・肉・卵・蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、回収や廃棄の対象となります。

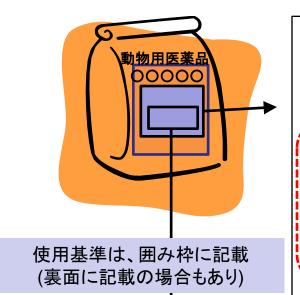


<u>使用基準を守って使用</u>すれば、<u>食べても問題のない畜産物として</u> 出荷できます。

使用禁止期間や投与方法を守らなかった事例(損害は農家負担)

- 出荷前の豚に抗菌剤の入った子豚用飼料を誤って投与したため、豚肉に残留(87頭分の枝肉等を回収)。
- ▶ 牛に抗菌剤を飼料添加で投与すべきところを飲水投与し、休薬期間を 1日短く出荷したため牛肉に残留(124kg回収)。
- 採卵鶏に使用できない抗菌剤を投与し、卵に残留(自主回収も含め約101万個回収)。当該農家は廃業。
- ▶ 腐蛆病予防薬を専用飼料ではなく、自家調製飼料に添加したため、飼料が巣箱内に粘着。洗浄で除去しきれず、はちみつに残留(3 t 回収)。

使用基準の確認と使用の記録



<表示例>

動物用医薬品 〇〇〇〇(商品名)

効能・効果

豚: 豚回虫の駆除

用法•用量

<u>飼料1t当たりOgを均一</u> <u>に混合し、O日間経口投与</u> する。

注意:使用基準の定めるところにより使用すること

注意:本剤は薬事法第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品ですので、使用対象動物(豚)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

豚:食用に供するためにと殺する前〇日間

対象動物

使用禁止期間(休薬期間)

- 医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう。
- ①使用年月日、②使用場所、③対象動物、④薬品名、⑤用法・用量、⑥出荷可能日医薬品の使用に問題がないことの証拠になります。
- 獣医師の発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書がある場合は、使用記録と一緒に保管しましょう。

未承認動物用医薬品(個人製造や輸入)の使用は、薬事法で禁止されています。また畜産物に残留した場合、回収・廃棄の対象となり、人で健康被害が発生した場合は、使用者の責任となります。

お問合せは 天草家畜保健衛生所(22-3668) まで